

第4回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月12日(月) 午後1時30分から午後2時45分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員(11人)

会長(議長)	9番	足立晋哉
農業委員	1番	酒井美智子
	2番	河岡誠
	3番	阿部和夫
	4番	佐々木隆
	5番	藪内明
	6番	古徳哲郎
	7番	足立恵一
最適化推進委員	10番	濱田孝
	11番	角興
	13番	永井和人

4. 欠席委員 12番 築谷敏樹

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田幹夫
主幹	渡邊龍太
主任	須山裕介

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第15号 職員の任免について

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請書について

議案第18号 農用地利用集積計画(案)について

議案第19号 農用地利用配分計画(案)について

- 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書
報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第13号 認定電気通信事業者の行う無線基地局の設置に伴う
事業計画の提出について

7. 会議の概要

議 長 ただ今から、令和3年第4回境港市農業委員会総会を開会いたします。
本日の欠席委員は1名ですので定足数に達しており会議は成立しております。
それでは、委員会会議規則第11条第2項に規定する総会の議事録署名委員
について、議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、2番河岡委員、5番藪内委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

(会長から次の事項について会務報告)

令和3年3月22日(月) 常設審議委員会(会長)

鳥取県農業会議臨時総会(会長・事務局長)

議 長 それでは、議案審議に入ります。議案第15号「職員の任免について」を議題
とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第15号「職員の任免について」ご説明いたします。
4月1日付けの境港市の人事異動に伴い、農業委員会事務局職員の任免につい
て、議案書1ページのとおり提案するものです。農政課の1名の職員を任命し、
秘書課に異動となった1名の任を解くものであります。2ページには、任免後
の事務局職員の名簿を掲載しております。定数条例のとおり、6名の職員が併
任となります。以上です。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問等はありませんか。
それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第15号は、原案のとおり承認されました。

事務局 それではここで議事を一旦中断し、この度任命する職員と任を解く職員の辞令交付式を行います。

(辞令交付式を実施)

議長 続きまして議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。議案の3～5ページです。

(番号1)

譲渡人が上道町のAさんで、譲受人が上道町のBさんです。

申請地を売買により所有権移転し露地野菜を栽培するという申請内容です。土地の所在は、中野町、畑、573㎡、農用区域内にあります。地図は4ページです。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も耕作を維持するとのことですので、農地を効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。

第5号の下限面積要件についてですが、他耕作農地面積が、2,295㎡で、合計耕作農地面積が、2,868㎡となり、下限面積要件の20アールを満たすこととなります。

第6号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第7号の地域調和要件ですが、耕作を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

現地調査は、藪内委員、浜田委員にお願いしました。以上です。

議長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

濱田委員 パン屋の踏切を西に渡り、南の道路を入ると住宅がありまして100メートル位南に行ったところの線路側の土地なのですが、耕作はしてあったようで草も

そんなに生えてはいません。圃場計画もしてあります。売買するという事でございます。皆様の審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。
ご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第16号は、原案のとおり承認されました。

議 長 続きまして、議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。議案の6～12ページです。

(番号1)

譲渡人は、Cさんで、譲受人はDさんです。

土地の所在は、7ページにあります外江町、畑、485㎡、及び外江町、畑、212㎡、合計697㎡です。

申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、太陽光発電施設を設置したいということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域に近接している区域であり、第2種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明書が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われれます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、盛土切土をせず現状のまま使用することから、流水等による被害発生の恐れはないと考えられます。

隣接農地所有者への同意は取っておられます。

現地調査は、藪内委員、浜田委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

濱田委員 周辺がとても肥沃な土地でこれまで耕作されていた土地です。皆様のご意見

を聞きながら対応したい状況です。皆様の審議をお願いします。

事務局 この周辺はEさんが耕作されている土地。Eさんにも売買の打診がありましたが、購入は難しいという回答をされたということでした。Eさんに太陽光発電施設ができたなら周辺の農地への影響はどうかと確認してみたところ水路自体はいきているので水路を迂回して流せば周りの農地への影響は少ないのではないかという回答をもらいました。以上です。

議長 原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第17号は、原案のとおり承認されました。つづきまして続きまして議案第18号「農用地利用集積計画(案)について」、議案第19「農用地利用配分計画(案)について」一括して説明をお願いします。議案内容に関係しますので河岡委員は退席をお願いします。

(河岡委員が退室)

議長 それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 まず議案第18号「農用地利用集積計画(案)について」を説明させていただきます。議案13ページから18ページです。17ページが総括表です。賃借権設定が畑32筆、20,963㎡で、使用貸借権設定は畑8筆、6,837㎡です。今回は新規就農者への新規貸付が多数を占めています。

14ページから16ページが利用権設定の各筆明細です。

14ページの案件は個人間の相対契約となっています。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当しており、特に問題はないと考えます。

つぎに議案第19号「農用地利用配分計画(案)について」を説明させていただきます。議案の19ページから22ページです。

これは農地中間管理事業により借り受けた農地を耕作者に貸し付けるために作成する計画ですが、市町村が農地中間管理機構である鳥取県農業農村担い手育成機構から依頼を受けて農用地利用配分計画の案を作成することになっており、この案を作成するにあたっては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に「必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」とあることから、境港市長から意見を求められたものになります。

今回は、利用集積計画に記載されている内容の全件を耕作者へ配分する計画案になっております。

なお、農用地利用配分計画は、担い手育成機構から県に提出され、県知事の告示により決定されることとなります。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。他にご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。議案第18号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第18号は、原案のとおり承認されました。次に議案第19号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第19号は、原案のとおり承認されました。

(河岡委員が入室)

(事務局から次の事項について報告)

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第13号 認定電気通信事業者の行う無線基地局の設置に伴う事業計画の提出について

(事務局からその他項目について説明)

・今後の予定

○鳥取県西部地区農業委員会会長協議会総会 令和3年 4月20日(火)
(会長、事務局長)

○常設審議委員会(会長) 令和3年 4月22日(木)

○令和3年第5回境港市農業委員会総会 令和3年 5月10日(月)

◆午後1時30分～

・農業委員会情報 市報4月号「令和3年春季農作業労賃標準額」「畑の飛砂防止」
市報5月号「農地や用水路への不法投棄について」予定

議 長 以上で本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

議 長 それでは以上をもちまして令和3年第4回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和3年4月12日

境港市農業委員会

議 長

署名委員

署名委員
